

知りておきたい 営業秘密



予期せぬトラブルに
巻き込まれないために!

こんな事件に聞き覚えは？



入社時にサインした誓約書に、営業秘密の漏えい禁止が規定されていたけれど、「営業秘密」って何ですか？

企業や研究機関などで働く者として、営業秘密についてはきちんと理解する必要がありますよ。
最近だと、こんな事件もありました。



大手回転寿司チェーンの元幹部が、2020年9月、同社の**営業秘密である商品原価などに関するデータを不正に取得し**、同年11月に、大手ライバル会社に社長として**転職した後、このデータをライバル会社内で開示した**として逮捕されました。

データは、大手回転寿司チェーンが各店舗で提供するすしの原価や、食材の種類、ネタとして使う魚介類の仕入れ値などに関するもので、転職先の会社では、このデータをもとに、両社の商品原価などを比較する表を作成し、複数の経営幹部らの間で資料を共有していました。

2023年5月には、この元幹部に対し、**懲役3年(執行猶予4年)、罰金200万円の判決**が言い渡されました。



この事件、聞いたことがあります！
営業秘密について、きちんと理解したいです！



最近では、設計図、製造マニュアル、顧客リスト、仕入れ先リストなどの企業の虎の子の財産である「営業秘密」の漏えいトラブルが頻発しています！

次ページ以降で、営業秘密のキホンについて、理解を深めましょう！

「営業秘密」ってどんな情報？

企業・研究機関などにとって重要な、
秘密としたい情報が「営業秘密」

企業や研究機関などが、**営業活動や
研究・開発から生み出した様々な情報**



営業情報

顧客名簿・情報、
接客マニュアル



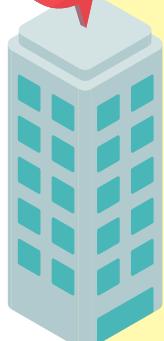
技術情報

製造方法、
設計図面、金型



秘密

企業などでは、自社の優位を確保するために、
このような情報を「秘密」にすることがある。



秘密である
ことに
価値がある!!

企業などが秘密にしたい情報は
「営業秘密」になりうる！

より細かい条件は、次のページで

3つの条件を満たせば、「営業秘密」

1 非公知性

一般には知られていない情報。

具体例

- ・企業・研究機関等の限られた関係者だけが知っている情報。
- ・刊行物・インターネットなどで、簡単に入手できない情報。



2 有用性

「失敗した実験データ」も含まれる



脱税、有害物質の垂れ流し等の反社会的な内容ではなく、企業等にとって広い意味で役立つ情報。

3 秘密管理性

従業員、取引先関係者等の情報に接する人が、秘密情報と認識できるように管理されている情報。



管理の具体例

- ・「※」「社内限り」等の表示
- ・情報へのアクセス権の設定、施錠ロッカーでの保管
- ・「無断持ち出し禁止」、「関係者以外立ち入り禁止」の表示

- ・秘密保持契約の締結、誓約書の取り交わし
- ・就業規則など社内ルールの作成・周知
- ・情報の管理・取扱いに関する研修の実施

「してはいけないこと!」って どんなんこと?

企業等の「営業秘密」の
不正な①取得、②開示、③使用



01 取得

- 例 転職先に持ち込むために勤務先の営業秘密を私用のハードディスクドライブにコピー

※「正当な業務」、「正当な目的」の場合はOK。

- 例 在宅勤務などのために、上司の許可を得て、営業秘密を自宅に持ち帰る



02 開示 (漏えい)

- 例1 報酬目当てで勤務先の営業秘密を他社等にメールで送信

- 例2 かつての勤務先の営業秘密を転職先で利用しているクラウド上に保存し、社内に共有



03 使用

- 例1 不正に取得した他の営業秘密（例：原価情報・仕入先情報）を用いて資料を作成する

- 例2 かつての勤務先の営業秘密（例：顧客リスト）を用いて売り込みをかける



これらの行為は「不正競争防止法違反」
になる場合があります！



職場でありがちな具体例を考えると…

case 1

勤務先の営業秘密を私物のUSBに不正に複製して「取得」



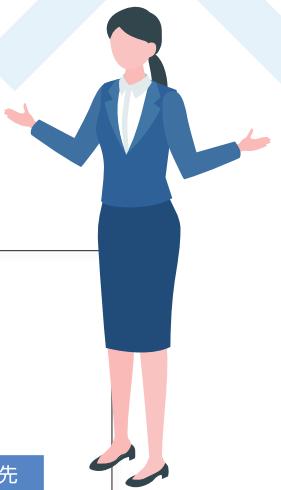
- 勤務先の許可を得ずに、文書などを持ち出すことも**NG!**
- 勤務先の許可を得ずに、私用のメールアドレスに送信したり、私用のクラウドサーバに保存するなどの行為も同様に**NG!**
- ただし、在宅勤務などのために上司の許可を得て持ち帰る場合など、正当な業務・目的であれば**OK!**

case 2

社内サーバに不正アクセスして勤務先の営業秘密を「取得」し、他社などへ「開示」



- アクセス権がある人に嘘をつくなどして、営業秘密を聞き出す行為も、不正な「取得」として処罰対象となり得ます！



case 3

かつての勤務先の営業秘密を転職先に「開示」



case 4

不正に持ち込まれた他社の営業秘密を社内で「使用」

転職前にいたA社にだまって持ち込んで来たA社の商品の原価情報について、



不正に営業秘密を持ち込んだ上司の行為ももちろんNGだが、その経緯を認識していたにもかかわらず、当該営業秘密を「使用」するのもNG！

営業秘密侵害をしてしまったら どうなるの?



刑事罰・民事責任を負います… 

// 悪質な場合 //

刑事罰

- 10年以下の懲役
- 2,000万円以下の罰金
(海外使用等は3,000万円以下)

実際の判決の例

懲役5年、罰金300万円(2015年・東京地裁)

// 企業の実害には //

民事責任

- 損害賠償等

実際の判決の例 (従業員個人に対して)

- 損害賠償 約10億円(2019年・東京地裁)
- 損害賠償 約4億円(2002年・福岡地裁)



 この他、就業規則に基づいて、勤務先から懲戒処分を受ける可能性があります。

こんなケースにも気をつけよう

自己の利益目的だけでなく、
第三者への利益目的であっても
NGです!



その目的は、お金などの経済的
利益だけでなく、**非経済的利益**
(転職先でマウントをとりたいなど)
を得る目的でも**NGです!**



この第三者には、外国政府機関・
関係者なども対象に含まれますので、
**外国政府機関・関係者などへの利益
目的もNGです!**



例 元従業員がロシア外交官に漏えい
した事件(2020年・東京地裁)

外国政府機関・関係者への情報提供
を義務づける外国の法令に基づく
行為であっても、その行為のみを
もって正当化されるわけでは
ありません!



<トラブルに巻き込まれないためのポイント>

日常業務で…



自分が職場で接する情報のうち、

何が営業秘密に
当たるのか

を確認しましょう



勤務先の情報管理に関する内部規程やルールを確認し、

どのような管理
が求められて
いるのか

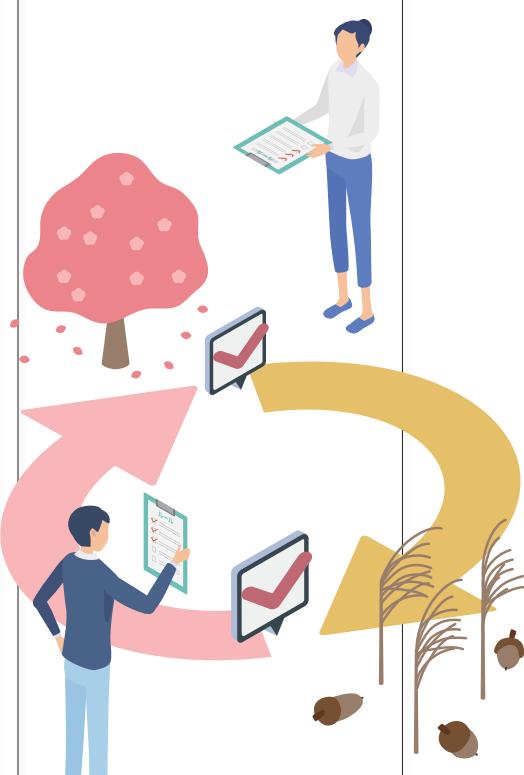
や

何をしては
いけないのか

をよく理解するよう
にしましょう。



自分が職場で接する情報は何か、内部規程等の更新がないかを定期的に確認しましょう



<トラブルに巻き込まれないためのポイント> 転職・独立を予定している場合に…

転職・独立する前に!

転職・独立先への「手土産」にするために、**勤務先の営業秘密**を私用パソコンにコピーしたり、私用メールアドレスに送信するなどして、**持ち出さない**ようにしましょう。

万一、勤務先の営業秘密を保有していた場合には、**キチンと消去**しましょう。



退職時の**誓約書などの内容・条件を確認**し、「何をしてはいけないのか」をよく理解するようにしましょう。

誓約書などの内容・条件に疑義がある場合や、何が営業秘密か判断に迷う場合は、**勤務先に確認**し、**勤務先との認識を合わせ**ましょう。



転職・独立したあとで!

転職・独立先の職場に、**かつての勤務先の情報を不用意に持ち込まない**ようにしましょう。



かつての勤務先の営業秘密を転職・独立先で流用しないようにしましょう。



もしも困ったら…



何が営業秘密かわからない、何をしてはいけないか
わからないとき

まずは勤務先(上司など)にしっかり相談しましょう

外部にも相談したいとき

INPIT((独)工業所有権情報・研修館)

営業秘密支援窓口 無料

TEL:03-3581-1101(内線 3823)

URL:<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/madoguchi.html>

メール:ip-sr01@inpit.go.jp

弁護士知財ネット

相談料 初回相談1時間1万円(税別)

URL:<https://iplaw-net.com/>

電話(連絡窓口一覧):<https://iplaw-net.com/telephone>

相談依頼フォーマット:<https://iplaw-net.com/consultation>

営業秘密・不正競争防止法・情報漏えい対策についてもっと知りたい!

知的財産政策室HP



営業秘密管理指針



不正競争防止法
テキスト



秘密情報の保護
ハンドブック





経済産業政策局 知的財産政策室

TEL:03-3501-1511 内線:2631

営業秘密 経済産業省



<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

